

2009 - 2 - 19

藤沢市長 海老根 靖典 殿

## 藤沢市長に対する公開質問状

大清水浄化センターへ武田薬品新研究所のバイオ汚染排水を受入れること  
に関して、海老根市長は説明責任を果たすべきである

### 武田問題対策連絡会

(共同代表) 青柳節子 木村直人 小林麻須男  
齋藤勝彦 宮澤政文 平倉誠

連絡先 平田幸四郎 藤沢市白旗4-12-25

### はじめに、再質問と公開討論の要請

1月19日付けで我々が提出した要請に対し、市は、民生常任委員会で説明したから答える必要もない、話し合いも行わないと、まともに答えようもせず話し合いも拒否した。しかし、民生常任委員会の討論では、バイオ排水の処理については十分解明されていない、一部の議員の質問も不十分であり、市の回答も不十分である。ここに、下記の事項について、藤沢市長に再度質問し、回答を求めると共に、市長参加の公開討論会を行うことを要請する

## 1. 大量のバイオ排水を公共下水道に流すことの危険性

### 1.1 藤沢市の答弁

この問題について、民生常任委員会での、市の答弁では、次の5点を上げている。

、下水処理場が公共水域一河川へ流す場合と企業さんが直接自己処理して河川へ流す場合とでは数値が同じものと違うものがある。武田薬品工業株式会社が河川に処理したものを流す場合の基準値(上限値)は、BODにつきましては25という数値だが、浄化センターから河川に放流する場合は、BOD15という数値で約10ppmの隔たりあり、公共下水道の浄化センターから公共用水域に放流したほうが汚濁負荷が少ない。

、SSを、企業が河川へ流す場合は約70という数値が法的に牒せられるはずですが。我々下水処理場が河川へ流す場合、現状40という数値が採用されます。ということは約倍、具体的

には30ppmという質の差がございます。ですから、下水道へ放流され、浄化センターから河川へ流されるほうが質的にはよいものが流される。

、浄化センターでは、最終沈殿池、反応タンク、最終沈殿池と処理が3つに分かれ、この中で基本的にはほとんどのものが除去されてまいります。特に微生物関係は反応タンクというところで、いろんな微生物が住んでいるんですが、この中で弱肉強食と言いますとちょっと言い過ぎになりますけれども、お互いが捕食しながら、いわゆる人間のふん便等に伴う有機物が入ってくるものを浄化しているというのが現実でございます。

、そして、我々のところで飼っている微生物は、基本的には好気性微生物と申しまして、空気がないと生きていけません。基本的に流れてくるもの、有害物質、有害菌と言われるものには多分嫌気性のものが多いというふうに承知しております。ですから、我々の反応タンクの好気性の中で嫌気性のものは死滅するか、不活化するかというような過程をとるのではないかと承知しております。

、現実的に我々の職場では、大腸菌群数と一般細菌というものはかっております。ふん便等は10万から100万単位の一般細菌が入ってまいります。これにつきまして、中を経ることによって100程度、10の二乗程度のオーダーに減ってまいりますので、非常に除去されていることは間違いございませんので、直接川に流されるよりは浄化センターに流していただいたほうがより安全だというふうに考えております。

## 1.2 現実的な危険性

しかし、ここでの述べられているのは、BODやSS、人間の糞便、嫌気性の微生物、大腸菌など生活排水に類するものばかりであり、遺伝子組み換え微生物については、反応タンクというところで、「弱肉強食と言いますとちょっと言い過ぎになりますけれども、お互いが捕食しながら浄化する」と言っているが、この弱肉強食こそ問題であり、市の説明は、浄化センターの微生物の方が武田の遺伝子組み換えバイオ排水を全て補食することを前提にしている。しかし、大量のバイオ・動物実験排水は生活排水とは根本的に異なるもので、その人間の健康に対する危険性はきわめて大きい。

理由は次の通り。

- 、遺伝子組み換え実験の結果、現在の自然界に存在しない微生物が日々生成され、この一部が公共の下水道に排出される（滅菌処理は完璧ではない）。
- 、浄化センターでバイオ排水に含まれる微生物が一層増殖培養される危険性がある。また、その過程で新たな新生物が生成される危険性がある。
- 、バイオ汚染排水の方が、弱肉強食戦争に勝って浄化センターの微生物を補食し浄化センターの機能を破壊してしまう恐れがある。
- 、大量の（強制罹病させた）動物からの排泄物にはバイオ新生物や病原菌が含まれるが、アセス評価書によれば、これらは滅菌処理せずに下水道に流される。これには未知の微生物も含まれるので、今の浄化センターでは浄化できない。

市の説明は、現代分子生物学の基礎を無視した屁理屈である。簡単に浄化センターへ流し込む方が安全であるなどと言うこと自身が大変危険なことである。逆にバイオ排水を大量に流し込むことの危険性の方が極めて高いと言わなければならない。

## **2.. 協定、手続き、指針違反は民主主義の根本問題**

### **2.1 市民不在の内密協議 武田との協議の時期の問題**

神奈川県条例により平成19年4月より14回にわたり行なわれた環境アセス審査に於いて、県アセス審査委員会が、武田薬品のアセス実施計画書（案）にたいし意見書をまとめたときの内容で、「条件によっては水質汚濁と水生生物に関する影響評価が必要になるのではないか」と指摘したのに対し、武田薬品は回答して「関係機関と協議した結果、当初、実施計画書に記載したとおり（中略）公共下水道へ放流することになりました。したがって、排水を河川へ放水しないことになったことから放流河川の水質汚濁や水生生物を評価項目として選定するには至りませんでした。」と文書に残している。

ならば関係機関と見なされる藤沢市は、いつ、だれが、どのような内容の協議をおこなった結果そうなったのか？当然、廃液受け入れは大清水の協定に係わることとして関係市民や議会に報告すべきであるが、そのような記録があるのであれば公開すべきである。（藤沢市は武田薬品の廃液処理を肩代わりした。）

また、協議はどう行なわれ、武田薬品が何をどれだけ放出し、市は武田薬品に代って、境川に放水するにあたり住民の安全と環境保全の為どういう対処が必要かを検討していなければならない。その検討結果と、昨年未の開発許可とはどう結びつくのか、きちんと対比するとともに経過を明らかにすべきであると考え。すくなくとも12月議会では部分的な説明に終始し、整理された説明はまだなされていないとしか思えない。

平成19年12月作成された武田薬品の新研究所環境アセス予測評価書案では、水質汚濁問題については、「研究所内で使用した上水については水質管理のうえ、排水貯留槽で流量を適切に調整した後公共下水道へ放流する」と記し、環境アセスの評価項目から除外した。すなわち藤沢市が武田のバイオ排水を大清水浄化センターへの受入を容認したので、環境アセスから水質汚濁をはずしたという事である。大清水浄化センターには武田の工場排水は受け入れないという協定が市と住民ならびに武田薬品との間で締結されていたのに、市は市民に内緒で協定を反古にし武田のバイオ排水の受入を決定したのである。平成19年4月武田薬品のアセス実施計画書（案）が作成され、また同年12月に環境アセス予測評価書案が作成されたということは、それ以前に市と武田は市民に隠れ密約を結んでいたという事であり、これは市民にたいする重大な背信行為以外の何者でもない。

また、その後、市は、昨年6月に協定の一方向の当事者である大清水地区協議会の市民にたいする説明会を行ったが、協議会会長は地元市民の意見を聞いて決めたいと表明したが、協議会

総会は開かれず、地元住民の合意が得られないまま市は、昨年 12 月に排水受け入れに合意するとの開発許可を下ろしたものである。これは市民に隠れ密約を結び、市民の合意も得ずに武田と結んだものであり、開発協議書は無効であると言わなければならない。

## **2.2 神奈川県指針のバイオ廃棄物自己処理責任と武田の排水**

神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針の配慮事項(1)(2)で排出防止施設の設置等および事業者の廃棄物自己処理責任の徹底が謳われており、生物材料を含有する廃棄物は、事業者の責任において処理・処分することが求められている。武田の新研究所は、単なる研究所ではなく、新しい遺伝子組み換え生物を作り出し、それを薬にしようという実験・開発・創薬工場であり、そこから排出される排出物は生活排水ではなく、産業廃棄物である。こうした生物材料を含有する廃棄物(県指針)を自己処理せず外部に出させるのは県の指針にも国の産業物処理法にも反するのではないか。

## **2.3 大清水浄化センターへのバイオ排水受け入れ；協定違反**

武田薬品の施設でありながら、工場から研究所に変わったから、協定は無効などということはまったく子供だましの詭弁である。昭和 53 年の協定書(藤沢市 - 武田、藤沢市 - 住民の 2 本立て)によれば、武田は旧工場の譲渡先にも本協定の内容を承継させる、という義務を負っている。また、本協定において、譲渡先は第三者と規定しているだけで、その第三者が工場であるべきとは規定していない。譲渡先が工場であっても無くても、本協定の義務は承継されねばならない、と協定は規定しているのである。武田との協定は転売先にも効力が及ぶことまで書かれているにもかかわらず、所有者が武田である限り、武田の協定責任が変わるものではない。ましてや新研究所は、旧工場に比べ規模も数倍大きく、排出する水も排気も市内ではトップレベルである。さらに、研究所と銘打っているが、工業地域に立地し、研究所の実態は動物投薬実験まで含んだ創薬開発工場である。工場と研究上は違うなどという詭弁で協定をないがしろにするなどということは許されない。

大清水センター長は、武田の排水を受け入れる理由として、下水処理場には工場廃水を受け入れ義務があり、これまでの武田との協定に問題があるかのようにいうが、これは、当初から、水道法第 10 条のただし書きによる、法令に基づくものであり、なんら問題になるようなことではない。武田は、藤沢市の了解を得たと言っているが、市も武田も協定を締結した当事者として協定違反と思わないのか。

## **2.4 汚染排水の自己処理**

バイオハザード対策排水処理技術は業界でも確立しており、専門メーカーも存在する。これまで武田湘南工場でも排水処理装置を有していた。大清水の住民説明会でも武田薬品は技術的に出来ない問題では無いと述べていた。ただ、費用がかかるといっただけである。設置に 30 億円、その他ランニング費用がかかるから毎年 1.8 億円藤沢市に

下水道料を払った方がコスト的に安いと説明していただけである。80億円もの助成金を神奈川県から貰い、藤沢市の年間収入の数倍近い企業利益を上げている武田が、お金がかかるから排水処理施設は出来ないという説明は納得出来ない。これだけの大量のバイオ汚水を下水に流すということは、海流を通して市民および他府県に及ぶ国民に転嫁する以外の何者でもない。産業廃棄物の自社処理責任をまっとうして貰いたい。ちなみに武田国男会長は経団連副会長、企業行動委員長として環境問題を担当、社会的責任は重いと言わなければならない。市は武田にもっと社会的責任を明確にさせよ。

### **3 . 大量汚染排水の危険性；技術的側面**

#### **3.1 スクラバー排水の危険性**

スクラバー排水は、塩化水素などの酸性ガス補足する為と説明しているが、バイオ施設の汚染された排気の中に含まれる微生物、ウイルス等の汚染物も洗い流すものである。どうしてこれが、研究所施設外に影響を与えることは無い、というのか。大量のスクラバー排水に含まれる微生物、研究所内の浮流物は一切付着しないというのか。

具体的には、毎日900m<sup>3</sup>という大量のスクラバー排水が、微生物、浮遊粒子等を洗浄し、半分は大気に放出され、半分は下水道に流し込む計画である。その際、スクラバーで洗い流された空気・水の全量に含まれる大量の微生物や有毒化学物質等を、どのように滅菌・殺菌・無害化するのか、武田に説明させて下さい。

#### **3.2 実験室排水の滅菌処理について**

武田は、P1、P2 も含めて、遺伝子組換え生物等を含む排水は、オートクレーブ(高圧滅菌器)等で滅菌処理を行った後に排水します。また、感染等の恐れある排水は滅菌処理を施してから排出します。と述べているが、フローシートでは、そうっていない。アセス評価書では、P3実験排水(150m<sup>3</sup>)だけ滅菌する、と公表している。これは、公共下水道に流す全汚染排水量(2220m<sup>3</sup>)の僅か7%に過ぎない。われわれが言っているのは、これらの施設から出る排水は、すべて滅菌せよと言っているのに、なぜそれを武田にさせないのか。

#### **3.3 研究所から放出される蒸気・散水について**

武田薬品研究所は、1日4500m<sup>3</sup>使う水の内、排水は2300m<sup>3</sup>、2200m<sup>3</sup>は空中に放出することになっている。外部に放出される空調系の蒸気はどのように配管され、実験室、安全キャビネット、動物実験室等での加湿とどのようにされるのか、また、オートクレーブに仕様される蒸気はどのくらいか、また、そのまま外気に放出されるのか、武田にそのフローを出させてください。

### **3.4 バイオ汚染排水の不活性化と水質管理の問題**

バイオ汚染排水は

- 、病原体が漏出しても直ちに検出することは難しい
- 、条件を整えば増殖する、
- 、不顕性感染がある、
- 、病原体の分離・同定が技術的に難しいため原因不明のまま経過することがある、

このような特性を持つバイオ汚染排水の流出を未然に防止するための具体的対策が提示されない限り、住民の不安は解消されない。

神奈川県の評価審査書でも、排出貯留槽の水質管理の方法について明示せよと指摘しているが、モニタリングはPH、温度、TOCだけで、処理は中和して放流することになっている。しかし、これではバイオ排水の水質管理とは言えない。バイオ汚染度の高い実験室排水、P3・RI排水、動物実験排水、スクラバー排水等を毎日サンプリング取水し、一定の時間を要するが培養テストを行い増殖のない不活性化が確実行われるか管理すべきではないか。市は、排水の不活性化を求めている以上、こうした水質試験を武田に実施させるべきである。こうした確実な不活性化の証明がないものを公共下水道に受け入れるべきではない。

### **3.5 危険な動物実験排水**

動物実験排水は、固液分離槽で個体を除去しただけで下水に流し込むフローとなっている。固液分離槽では何を分離するのか武田に具体的に説明させよ。

動物実験に供された動物排水は、病原菌が接種された物もあり、食物残渣、糞尿、血液、ケージ洗浄水などきわめて危険性の高い排水である。評価書が言うような人間の生活排水でわなく産業廃棄物というべきものではないか。

実験動物の排水について糞尿自体、また実験棟清掃の汚水の排水が不明である。動物実験棟から出る糞尿排水、飼育室洗浄排水、給餌給水排水、動物洗浄排水は、それぞれのくらい出てくるのかそれぞれの量の内訳を武田に明示させよ。

## **4 , 市民の健康不安・環境保全と市長の責務**

武田の計画する新研究所は、世界にも類を見ないほど巨大なバイオ・動物実験工場である。排気も排水も動物の飼育・屠殺・焼却量とも途方もなく大量である。このような研究所(と称する実験場)を人口密度の高い住宅街の中に建設・稼動することに我々住民は大きな危惧の念を抱いている。その要因のひとつが汚染排水の公共下水道への排出である。

本件、藤沢市は、予想される住民や(湘南海岸から海流により影響を受ける)他府県民の受ける健康被害、境川流域・江の島海岸・相模湾沿海の環境破壊に対して大きな責任を負うものである。大清水浄化センターへの武田排水受け入れを許可した市長は、本件について、公開討論会において市民に直接釈明する義務を持つものと我々は考える。民主主義の根本精神に基づき、我々の申し入れを受けて頂きたくお願いするものである。